

第7回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年3月18日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和4年3月25日
 会議の場所 一関市川崎市民センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第7回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時39分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、<u>第7回一関市農業委員会総会を開会いたします。</u> <u>なお、2番 佐藤 圭一 委員は若干遅れる旨の届け出がありました。</u></p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 佐藤 宗雄 委員、15番 千葉 綾雄 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。 「報告第14号 農地専門委員会の報告について」を上程いたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農地専門委員長より報告願います。</p>

第1回農地専門委員会の協議結果について概要を報告いたします。

1、開催日時、令和4年3月17日、木曜日、13時30分から14時45分まで行いました。

開催場所、川崎農村環境改善センター、4階多目的室であります。

3、出席者、私ほか農地専門委員9名、欠席者は3名でした。事務局は小野寺局長、佐藤局長補佐、千葉主事の3名であります。

4、議題、報告、(1)農地パトロール(農地利用状況調査)の結果について。

協議について、(1)荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断について、(2)農業委員会が定める下限面積(別段の面積)について。

5、報告事項は、令和3年度に行った農地パトロール(農地利用状況調査)の結果について次のとおり報告を受けました。

7月から9月に実施した農地パトロールの実績は、調査日数延べ42日、出席委員数延べ192人、調査筆数1,200筆、調査面積は約148.2haでありました。

調査した農地のうち、「再生利用が可能な荒廃農地」(A分類)と判断した農地について、今年度中に所有者に利用意向調査を送付するというものであります。

調査の効率性を高め、将来へ残していく農地を整理することや、相続段階での利用意向の確認、農地の利用状況に応じ個別で懇談などの対応をすることが必要ではないかという意見がありました。

6、協議事項は、次の2点について審議を行いました。

(1)、荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、「非農地判定予定農地一覧」により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて可と決定されました。

(2)、農業委員会が定める下限面積(別段の面積)については、新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は、農業委員会の判断で面積を引き下げ、別段の面積を設定することができるとなっておりますので、毎年検討しているものであります。

当市の下限面積は、令和2年4月より「10a」に引き下げを行

議

長

っており、県内他市の状況を見ても「10 a」が主流となっていることから、令和4年度については「10 a」で変更なしと決定されました。

以上、報告いたします。

以上で「報告第14号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第14号の質疑を終わります。

議

長

次に、「報告第15号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局

長

局長より説明いたさせます。

2ページをお開き願います。

報告第15号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和4年3月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から9ページの第24号までの24件、24名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」すると規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議

長

以上で「報告第15号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 議	長 長	<p>なければ、報告第15号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「報告第16号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>それでは、10ページをお開き願います。</p> <p>報告第16号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。</p> <p>このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、3筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。</p> <p>なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。</p> <p>届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「報告第16号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 議	長 長	<p>なければ、報告第16号の質疑を終わります。</p> <p>次に、「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>11ページをご覧願います。</p> <p>議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>最初に一関地域に係る申請6件でございます。</p> <p>第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年12月31日までの9年9ヶ月で、物納となっております。</p> <p>第2号については、譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理で</p>

きないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年12月31日までの4年9ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

12ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページから13ページになりますが、第5号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

13ページから15ページになりますが、第6号についても、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請8件でございます。

第7号及び16ページの第8号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年12月31日までの4年9ヶ月で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年12月31日までの9年9ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第10号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和8年12月31日までの4年9ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

17ページをご覧ください。

第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第12号については、譲渡人は遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得し

ようとするものです。

第13号及び18ページ、第14号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営安定のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に大東地域に係る申請4件でございます。

第15号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年3月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

19ページをご覧ください。

第17号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年3月31日までの5年間で、物納となっております。

次に、千厩地域に係る申請1件でございます。

第19号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

20ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第20号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年3月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請1件でございます。

第21号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和14年4月1日までの10年間となっております。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

議 長	<p>20ページから21ページになりますが、第22号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前贈与により取得しようとするものです。</p> <p>以上22件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
11番 山本 佳範 委員	<p>以上で「議案第47号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>それでは、一関地域、農地法第3条現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、令和4年3月14日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 山本と松岡委員、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、事務局職員 千葉主査と千葉主事でございます。</p>
議 長	<p>報告内容、第1号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
10番 佐藤 和幸 委員	<p>す。</p> <p>以上、報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>農地法第3条現地調査報告書、花泉地域。</p> <p>調査日は令和4年3月11日、金曜日、午前9時より行っております。</p> <p>調査員、農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木、千葉、支所職員として後藤産業建設課主任と千葉産業建設課主査が行っております。</p>
議 長	<p>報告内容、第7号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
3番 佐藤 喜明 委員	<p>す。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>大東地域の第3条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日は令和4年3月11日、午後1時半より、現地調査員は農業委員の私と畠山、鈴木、農業委員会の事務局職員 千葉主</p>

査と支所職員の菅野産業建設課主事で現地調査を行っております。

報告内容、第15号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

千田 幹雄 委員

調査日は令和4年3月11日、午前9時半より行っております。

調査員は農業委員 私 千田と農地利用最適化推進委員が小野寺、渡邊の両委員、支所職員が金野産業建設課主事。

報告内容、第19号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

藤原 美喜男 委員

調査日につきましては令和4年3月11日、午前9時より実施して

ございます。

現地調査員につきましては農業委員として私 藤原、それから千葉委員、農地利用最適化推進委員につきましては小松、岩淵、菅原委員、農業委員会から事務局職員として千葉主査、支所職員としては小原産業建設課主任技師でございます。

報告内容、第20号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

20番

農地法第3条現地調査報告書、川崎地域、報告します。

遠藤 勝幸 委員

現地調査日は令和4年3月11日、午前9時より行いました。

議 長
9 番
畠山 信吾 委員

現地調査員は農業委員 私です。

農地利用最適化推進委員 今野委員、小野寺委員、市職員として坂本産業建設課課長補佐でございます。

報告内容、第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日は令和4年3月11日、午前9時半より行っております。

調査員は農業委員として佐藤 和威治 委員と私 畠山でござい

ます。

それと農地利用最適化推進委員に菅原 良博 委員、支所職員として佐藤産業建設課主事が同行しております。

第22号についてでございますが、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題

ないと思われま

す。

以上、報告いたします。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対

する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手全員と認めます。

よって、「議案第47号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

22ページをお開き願います。

議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから転用は可能と考えられます。

なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みであります。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第2号は、申請人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

こちらも農振除外済みであります。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第3号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから転用は可能と考えられます。

こちらも農振除外済みでございます。

以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第48号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

11番

山本 佳範 委員

一関地域、農地法第4条現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR真滝駅から南東に約2.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側がため池、南及び西側が農地となっております。

議 長

7番
佐藤 想司 委員

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域、農地法第4条現地調査報告書。

調査日、令和4年3月11日、金曜日、午前9時より、調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 渡辺、小野兩名、支所職員 中館産業建設課農林係長。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR 狛鼻溪駅から東に約2.7kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東、南及び西側が農地となっている。

申請人が駐車場を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

議 長

12番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第3号、申請地は、JR 折壁駅から南東に約2.9kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側は農地、南側は市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長 挙手満場と認めます。
よって、「議案第48号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐 23ページをお開き願います。
議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。
最初に、一関地域に係る申請1件です。
第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
次に、花泉地域に係る申請3件です。
第2号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。
農地区分は、一関市役所花泉支所から概ね300m以内に存在する農地であることから、第3種農地と判断しました。
第3号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
こちらも支所から300m以内に存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。
24ページをお開き願います。
第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。
こちらも支所から300m以内に存在する農地であるので、第3種農地と判断いたしました。
次に、大東地域に係る申請2件です。
第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するもの

です。

こちらは大東支所から300m以内に存在する農地であり、第3種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が賃貸用住宅を建築するため転用申請するものです。

こちらは大東支所から300m以内に存在する農地であるため、第3種農地と判断いたしました。

25ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第7号は、借受人が資材置場として利用するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みであります。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

こちら大東支所から300m以内に存在する農地であるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、室根地域に係る申請18件です。

第9号から31ページの第25号までの17件は同一事業で、譲受人が食鳥処理施設を建設するため、転用申請するものです。

申請地は、令和4年2月28日付けで農振農用地から農振農業用施設用地に用途変更されております。

なお、事業の全体像がわかる資料として、A3判の配置図をお配りしておりますので、今日の追加分でお渡しした分になりますけれども、こちらをご参照いただければと思います。

続きまして、第26号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第27号は、借受人が理容室を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから、転用は可能と考えられます。

なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。

<p>議 長</p>	<p>32ページをお開き願います。</p> <p>第28号は、譲受人が宅地進入路を拡張するため転用申請するものです。</p> <p>農地区分は、2種類の菅が埋設されている4m幅以上の道路に接しており、かつ500m以内に2以上の教育施設等が存在する農地であることから第3種農地と判断しました。</p> <p>なお、申請地は令和4年2月28日付け農振除外済みです。</p> <p>なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。</p> <p>以上、28件につきましては、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第49号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
<p>11番 山本 佳範 委員</p>	<p>最初に、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>それでは、一関地域、農地法第5条現地調査報告を行います。</p> <p>調査日、調査員につきましては第3条と同じでございます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第1号、申請地は、一関インターチェンジから南西に約1.8kmの位置にあり、周囲は北側が原野、東側が道、南側が市道、西側が宅地となっております。</p> <p>申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>10番 佐藤 和幸 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条現地調査報告書。</p> <p>調査日は第3条と同じでございますが、支所職員が後藤産業建設課主任1名になっております。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第2号、申請地は、花泉支所から南西に約300mの位置にあり、周囲は北側が農地及び道、東側が農地、南側が農地、道及び水路、西側が道となっている。</p>

申請人が太陽光発電設備を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第3号、申請地は、花泉支所から南西に約240mの位置にあり、周囲は北側が雑種地及び農地、東側が農地、南側が公衆用道路、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第4号、申請地は、花泉支所から南西に約230mの位置にあり、周囲は北、東、南側が農地、西側が市道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、大東支所から北東に約200mの位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が道、西側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第6号、申請地は、大東支所から北東に約200mの位置にあり、周囲は北及び南側が農地、東側が道、西側が市道となっております。

申請人が賃貸住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

3番
佐藤 喜明 委員

議 長

8番
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。
調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請地は、JR小梨駅から北東に約2.8kmの位置にあり、周囲は北側が山林、東側が宅地及び道、南側が農地、西側が道となっております。

申請人が資材置場として整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

7番
佐藤 想司 委員

東山地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員は第4条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、東山支所から北東に約1.4kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が宅地、南側が道、西側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
藤原 美喜男 委員

室根地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては第3条と同じですので割愛をさせていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第9号から第25号、申請地は、JR折壁駅から南に約400mの位置にあり、周囲は北側が河川、東側は市道、西側及び南側は山林となっております。

申請人が食鳥処理施設を建設する計画であり、生活雑排水は合

併浄化槽を設置、工場用排水は開発区域内に排水処理施設を設ける計画となっております。

雨水については水路の付け替えにより既存の機能を維持することとしていることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第26号、申請地は、室根支所から南に約9.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側は雑種地、南及び西側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条と同じでございます。

第27号につきまして、申請地は、藤沢支所から北東に約1.2kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が農地、南側が市道となっております。

申請人が理容室を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第28号、申請地は、藤沢支所から西に約4.7kmの位置にあり、周囲は北及び西側が水路、東側が現況道、南側が市道となっております。

申請人が宅地進入路を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はございません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

9号から25号、処理施設、食鳥の処理施設の建設の関係について、若干お尋ねをしたいんですけども、こういった大きな事業に取り組まれることは地域にとっては非常に喜ばしいことなんだろうと思っておりますけれども、こういった大きな面積の工業団地を造成するに当たりまして、この農地法以外に、例えば工業団地の造成でありますとかといった別の事業計画、承認、そういったものについては何かあったのでございませうか。

議 長

9番
畠山 信吾 委員

議 長

13番
佐藤 和威治 委員

局長補佐

お答えいたします。

こちらにつきましては、委員ご指摘のとおり、農地法はもとより、様々な法令にかかわってきますので、市全体として開発審査会というのを開催いたしまして、様々関係法令について業者さんに説明するとともに適正な申請をされているということを条件に農地法についても進めているところでございます。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第49号」を許可相当と決します。

それでは、開会から1時間たちますので、コロナの関係で換気休憩ということで若干休憩します。

(午後2時29分 休憩)

(午後2時38分 再開)

議長

休憩中の会議を再開いたします。

議長

次に、「議案第50号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

33ページをお開き願います。

議案第50号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

34ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が65件、所有権移転が6件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が8件です。

最初に貸借権設定ですが、第1号から46ページの第18号までの18件は、一関地域に係る申請です。

第19号から60ページの第43号までの25件は、花泉地域に係る申請です。

続きまして、第44号、こちらは61ページまで続いておりますけれども、こちらは千厩地域に係る申請です。

第45号から63ページの第49号までの5件は、東山地域に係る申請です。

第50号から67ページの第60号までの11件は、室根地域に係る申請です。

第61号から68ページの第64号までの4件は、藤沢地域に係る申請です。

本日、追加でお配りしました68-1ページという1枚ものですが、こちらが第65号は一関地域に係る申請でございます。

続きまして、69ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、第1号から第3号までの3件は、一関地域に係る申請です。

70ページをお開き願います。

第4号は、花泉地域に係る申請です。

第5号は、室根地域に係る申請です。

71ページをお開き願います。

第6号は、藤沢地域に係る申請です。

72ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から74ページの第6号までの6件は、一関地域に係る申請です。

第7号から75ページの第8号までの2件は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第50号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第2号について、6番 菅原 吉昭 委員が、所有権移転第2号、第3号について、11番 山本 佳範 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

ございませんか。

13番
佐藤 和威治 委員

この議案の中に、新規、あるいは再設定どちらにもですけれども、法定相続人というふうな表現の設定するものの欄がございます。

す。

新規の場合については若干わからなくもないんですけども、再設定でなお法定相続人というふうな格好の中で出さなければならないのは、こういったものは申請を受ける際に事務局の方で相続を促すといった処理、お願いはしてあるものなのではないでしょうか。

いわゆる農地の相続が進まない、そういったものが取りざたされているわけですけども、その辺の取り組みの状況はどうなっているのでしょうか。

局長 補佐

ご指摘のとおりでございます、本来は更新であれば相続の上で更新すべきものとは思いますが。

ただ、相続に関しましては、それぞれの状況、家庭等の事情がございます、なかなか進まないケースもございますので、ただ、かといって農地を荒らすわけにもいきませんので、当然利用はされるべきものでございますので、そうした形で、このような形の更新というのは生じてくるわけでございますけれども、今後につきましても引き続き相続手続きについて指導してまいりたいと思っております。

議長

佐藤委員、よろしいですね。

その他はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第50号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定 第2号、所有権移転 第2号、第3号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第50号」について、貸借権設定 第2号、所有権移転 第2号、第3号を除き可と決します。

議長

次に、「議案第50号」貸借権設定 第2号について審議いたします。

菅原 吉昭 委員は退室願います。

(午後2時45分 退室)

議長

審議願います。

議	長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第50号」貸借権設定 第2号について、可と決する方は 挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第50号」貸借権設定 第2号を可と決します。 菅原 吉昭 委員は入室願います。 (午後2時46分 入室)
議	長	菅原 吉昭 委員に申し上げます。 「議案第50号」貸借権設定 第2号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第50号」所有権移転 第2号、第3号について審 議いたします。 山本 佳範 委員は退室願います。 (午後2時46分 退室)
議	長	審議願います。 ございませんか。
議	長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第50号」所有権移転 第2号、第3号について、可と決 する方は挙手願います。
議	長	(挙手満場) 挙手満場と認めます。 よって、「議案第50号」所有権移転 第2号、第3号を可と決 します。 山本 佳範 委員は入室願います。 (午後2時47分 入室)
議	長	山本 佳範 委員に申し上げます。 「議案第50号」所有権移転 第2号、第3号は可と決しまし た。
議	長	次に、「議案第51号 農地利用配分計画案に係る意見につい て」を上程いたします。

局長補佐

局長補佐より説明いたさせます。

76ページをお開き願います。

議案第51号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

78ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。

第1号から第3号までの3件は、一関地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。

また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第51号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第51号 農地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第51号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第52号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

79ページをお開き願います。

議案第52号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は1件で、千厩地域分です。

第1号は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農

議 長

地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第52号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

8番
千田 幹雄 委員

千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条並びに第5条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、千厩支所から南西に約340mの位置にあり、周囲は北及び西側が山林、南及び東側が宅地となっております。

平成10年頃から耕作管理しておらず、原野化しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

16番
及川 治雄 委員

意見ですけれども、この間も農地委員会で皆さんでご意見賜りました。

ありがとうございました。

なぜかという、私が言いたいのは、原野化する、山林化するということが、今度の国への要望書にもございましたけれども、中山間地域に始まりまして、非常にこれから将来的に原野化する、耕作できないところが増えてくる可能性があるということでございます。

それで、農地委員会ではこういうことの定めをする対策をやっぱり将来的にやっていかなければいけないのではないかとということをお皆さんでこれから考えていきたいなと思っております。

今、提案された議案について反対とか賛成とかということではなくて、原野化を食い止める方法をこれからの農業委員会の総会の中で模索していかなくてはいけないのではないかとことを私として意見を申し上げたいと思っております。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、できるだけそのような形に持っていきたいと思います。</p> <p>特にも、及川委員は先頭に立ってよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第52号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願ひます。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第52号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第53号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>80ページをお開き願ひます。</p> <p>議案第53号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市長より、一関農業振興地域整備計画の変更に係る協議があったので、意見を求めるものです。</p> <p>82ページをお開き願ひます。</p> <p>本議案に係る申請は、農用地区域からの除外申請が1件です。</p> <p>第1号は、川崎地域に係る申請で、事業計画者が配送センターを建設する目的で転用を計画していることによるものです。</p> <p>農用地区域から除外された後に転用申請が可能となり、申請があった場合は総会で別途審議することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第53号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
20番 遠藤 勝幸 委員		<p>農振除外現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、現地調査員は第3条現地調査地と同じでございます。</p> <p>報告内容、第1号について、別紙農地転用等現地調査書により</p>

議	長	<p>現地確認を行った結果、いずれも周辺農地への影響等はなく、農振除外に問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです</p> <p>ので、審議を打切り採決して</p> <p>いたします。</p> <p>「議案第53号 一関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めま</p> <p>す。</p> <p>よって、「議案第53号」を可と決</p> <p>します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第54号 荒廃地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせま</p> <p>す。</p>
局長補佐		<p>83ページをお開き願います。</p> <p>議案第54号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について、内容をご説明いたします。</p> <p>荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。</p> <p>本日お配りしました「議案第54号別冊」をご覧ください。</p> <p>この一覧は、先に農地専門委員長報告がございました農地パトロールの結果、再生困難と判定された農地について、関係部署と協議のうえ、非農地対象として支障がないと判断した農地について、さらに所有者等への文書確認を行い、「今後も農地として管理する」との申し出があった農地を除いたものです。</p> <p>なお、農地専門委員会後に、基盤整備の予定地であることが判明した農地がございまして、この一覧から除外しておりますので、農地専門委員会の資料よりは若干筆数が減っておりますことをご了承いただきたいと思います。</p> <p>議案第54号別冊の1ページをご覧ください。</p> <p>1番から4ページの122番までの122筆は一関地域分です。</p> <p>123番から7ページの265番までの143筆は花泉地域分です。</p>

266番から13ページの513番までの248筆は大東地域分です。
514番から14ページの544番までの31筆は千厩地域分です。
545番から15ページの561番までの17筆は東山地域分です。
594番から593番までの32筆は室根地域分です。
594番から17ページの650番までの57筆は川崎地域分です。
651番から20ページの776番までの126筆は藤沢地域分です。
777番から778番までの2筆は大東地域に係る追加分です
合計、778筆について非農地の判断を求めるものです。
以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第54号」の説明を終わります。
審議願います。
ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第54号 荒廃地に係る農地法第2条第1項の「農地」の
該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第54号」を可と決します。

議 長

以上で全議案が終了いたしました。

第7回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時01分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員